

1972年1月1日制定	2003年8月1日施行
1991年10月23日改正	2004年12月3日改正
1992年1月1日施行	2006年1月1日施行
1994年10月13日改正	2008年11月27日改正
1995年4月1日施行	2009年4月1日施行
1995年10月5日改正	2012年8月23日改正
1996年1月1日施行	2013年1月1日施行
1997年2月4日改正	2014年1月30日改正
1997年4月1日施行	2014年4月1日施行
1999年2月5日改正	2019年8月29日改正
1999年5月5日施行	2019年10月1日施行
1999年7月23日改正	2021年8月3日改正
2000年4月1日施行	2022年1月1日施行
2003年6月6日改正	

カート競技に関する申請・登録等手数料規定

「消費税込の金額」を表示し、これにその内訳（本体価格＋消費税10%）を付記しています。

第1条 クラブおよび団体の登録申請料

J A F に登録されるクラブ、団体の加盟申請料および年度登録申請料は下表の通りとする。登録は毎年1月1日より12月31日までを有効期限とし、更新は前年の12月から開始し、原則としてその年の3月末までに行うものとする。

なお、すでに納入した加盟申請料および年度登録申請料は、自ら登録を取りやめ、また取消された場合でも返還されない。

クラブ・団体	種 別	申請料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
準加盟カートクラブ	加 盟	8,400	(7,636 + 764)
	年度登録	19,100	(17,364 + 1,736)
加盟カートクラブ	加 盟	8,400	(7,636 + 764)
	年度登録	19,100	(17,364 + 1,736)
公認カートクラブ	加 盟	53,300	(48,455 + 4,845)
	年度登録	106,700	(97,000 + 9,700)
加盟カート団体	加 盟	53,300	(48,455 + 4,845)
	年度登録	106,700	(97,000 + 9,700)
特別カート団体	加 盟	106,700	(97,000 + 9,700)
	年度登録	213,400	(194,000 + 19,400)
加盟カートコース団体	加 盟	31,900	(29,000 + 2,900)
	年度登録	96,000	(87,273 + 8,727)
公認カートコース団体	加 盟	53,300	(48,455 + 4,845)
	年度登録	192,000	(174,545 + 17,455)

注1) 加盟申請料は新規登録の際に納入するものとし、以後の更新には、年度登録申請料のみを納入するものとする。

2) 準加盟カートクラブより加盟カートクラブ、加盟カートクラブより公認カートクラブ、加盟カート団体より特別カート団体および加盟カートコース団体より公認カートコース団体に昇格する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。(年度途中において上級申請する場合は加盟申請料に年度登録申請料の差額を納入するものとする。)

3) 加盟カートクラブより準加盟カートクラブ、公認カートクラブより加盟カートクラブ、特別カート団体より加盟カート団体および公認カートコース団体より加盟カートコース団体に降格する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

第2条 公認競技会の組織許可申請料

JAF公認競技会の組織許可申請料は下表の通りとする。ただし、複数の格式を含む競技会の場合は、上位格式の料金とする。

なお、すでに納入した申請料は返還されない。

競技の格式	組織許可料(円)	(本体価格+消費税(10%))
制限付	31,900	(29,000+ 2,900)
準国内	31,900	(29,000+ 2,900)
国内	53,300	(48,455+ 4,845)
地方選手権	42,600	(38,727+ 3,873)
ジュニア選手権	53,300	(48,455+ 4,845)
全日本選手権	106,700	(97,000+ 9,700)
準国際・国際	694,100	(631,000+ 63,100)
準国際・国際(ジュニア)	373,600	(339,636+ 33,964)

第3条 クローズド競技開催届出料

クローズド競技については、第2条、第4条に定める組織許可申請料、カレンダーの登録等手数料は必要とせず、下記の開催届出料を必要とする。

競技の格式	手数料(円)	(本体価格+消費税(10%))
クローズド	5,100	(4,636+ 464)

第4条 カレンダーの登録、変更、追加、名称変更および取消しの手数料

カレンダーにおける登録、変更、追加、名称変更および取消しの手数料は下表の通りとする。

1. カレンダーの登録手数料

競技の格式	手数料(円)	(本体価格+消費税(10%))
制限付	3,600	(3,273+ 327)
準国内	3,600	(3,273+ 327)
国内	13,800	(12,545+ 1,255)
準国際	53,300	(48,455+ 4,845)
国際	74,600	(67,818+ 6,782)

2. カレンダーの変更手数料

競技の格式			手数料(円)	(本体価格+消費税(10%))
制	限	付	2,600	(2,364+ 236)
準	国	内	2,600	(2,364+ 236)
国		内	6,400	(5,818+ 582)
準	国	際	26,500	(24,091+ 2,409)
国		際	42,600	(38,727+ 3,873)

3. カレンダーの追加手数料

競技の格式			手数料(円)	(本体価格+消費税(10%))
制	限	付	5,900	(5,364+ 536)
準	国	内	5,900	(5,364+ 536)
国		内	19,100	(17,364+ 1,736)
準	国	際	63,900	(58,091+ 5,809)
国		際	90,700	(82,455+ 8,245)

4. カレンダーの取消手数料

競技の格式			手数料(円)	(本体価格+消費税(10%))
制	限	付	9,500	(8,636+ 864)
準	国	内	9,500	(8,636+ 864)
国		内	31,900	(29,000+ 2,900)
準	国	際	106,700	(97,000+ 9,700)
国		際	160,200	(145,636+ 14,564)

5. カレンダーの名称変更手数料

競技の格式			手数料(円)	(本体価格+消費税(10%))
制	限	付	1,000	(909+ 91)
準	国	内	1,000	(909+ 91)
国		内	3,100	(2,818+ 282)
準	国	際	5,100	(4,636+ 464)
国		際	5,100	(4,636+ 464)

注) 国際格式については、上表の手数料の他にC I K - F I A料金が加算される。

第5条 タイトル登録料

C I K - F I Aタイトル競技会、カートプリタイトル競技会を開催する場合のタイトル登録料は下表の通りとする。

種 別	登録手数料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
C I K - F I A 登 録 料	534,000	(485,455 + 48,545)
カ ー ト プ リ 登 録 料	534,000	(485,455 + 48,545)

第6条 コース公認申請料

コース公認申請料は下表の通りとする。なお、すでに納入した申請料は、公認が取消された場合であっても返還されない。

種 別	格 式	公認申請料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
国 際 (1 年) (実 費 別 途 納 入)	—	266,900	(242,636 + 24,264)
国 際 (3 年) (実 費 別 途 納 入)	—	760,600	(691,455 + 69,145)
国 内 (1 年)	国 内	138,800	(126,182 + 12,618)
	準 国 内	80,000	(72,727 + 7,273)
	制 限 付	41,800	(38,000 + 3,800)
国 内 (3 年)	国 内	395,500	(359,545 + 35,955)
	準 国 内	228,000	(207,273 + 20,727)
	制 限 付	119,400	(108,545 + 10,855)
臨 時	—	53,300	(48,455 + 4,845)

第7条 ライセンス許可証料

ライセンス許可証料は下表の通りとする。ライセンスの有効期間は毎年1月1日から12月31日までとする。なお、すでに納入されたライセンス許可証料は、ライセンスが取消された場合でも返還されない。

1. ドライバーおよびエントラントライセンス

種 別	区 分	許可証料(円)	(本 体 価 格+消費税(10%))
国 際 E	新 規	8,400	(7,636+ 764)
	更 新	8,400	(7,636+ 764)
	再 発 行	4,100	(3,727+ 373)
国 際 F	新 規	6,400	(5,818+ 582)
	更 新	6,400	(5,818+ 582)
	再 発 行	3,100	(2,818+ 282)
国 際 G	新 規	6,400	(5,818+ 582)
	更 新	6,400	(5,818+ 582)
	再 発 行	3,100	(2,818+ 282)
国 内 A	新 規	3,600	(3,273+ 327)
	更 新	3,600	(3,273+ 327)
	再 発 行	1,900	(1,727+ 173)
国 内 B	新 規	3,100	(2,818+ 282)
	更 新	3,100	(2,818+ 282)
	再 発 行	1,500	(1,364+ 136)
ジュニア国内A	新 規	2,100	(1,909+ 191)
	更 新	2,100	(1,909+ 191)
	再 発 行	1,000	(909+ 91)
ジュニア国内B	新 規	1,500	(1,364+ 136)
	更 新	1,500	(1,364+ 136)
	再 発 行	800	(727+ 73)
国際エントラント	新 規	12,700	(11,545+ 1,155)
	更 新	12,700	(11,545+ 1,155)
	再 発 行	6,400	(5,818+ 582)
国内エントラント	新 規	6,400	(5,818+ 582)
	更 新	6,400	(5,818+ 582)
	再 発 行	3,100	(2,818+ 282)
ゴ ー カ ー ト	新 規	1,000	(909+ 91)
	更 新	1,000	(909+ 91)
	再 発 行	1,000	(909+ 91)

注) 上記料金は、2022年以降に有効なライセンスに適用され、発給申請が2022年1月1日以前に行われる場合、附則第1条に拘らずその申請時点から適用となる。

2. オフィシャル エキスパートライセンス

種 別	区 分	許可証料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
オ フ ィ シ ャ ル 1 級	新 規	5,900	(5,364+ 536)
	更 新	5,900	(5,364+ 536)
	再 発 行	2,900	(2,636+ 264)
オ フ ィ シ ャ ル 2 級	新 規	4,600	(4,182+ 418)
	更 新	4,600	(4,182+ 418)
	再 発 行	2,400	(2,182+ 218)
オ フ ィ シ ャ ル 3 級	新 規	3,600	(3,273+ 327)
	更 新	3,600	(3,273+ 327)
	再 発 行	1,900	(1,727+ 173)
エ キ ス パ ー ト ラ イ セ ン ス	新 規	31,900	(29,000+ 2,900)
	更 新	15,800	(14,364+ 1,436)
	再 発 行	7,900	(7,182+ 718)

1. 同一年度において上級の資格を取得し、または年齢の増加によりライセンスを更新する場合は、その差額とする。
2. オフィシャルライセンスの資格を併有するときは、1件につき資格併有料500円（本体価格455円、消費税45円）とする。
3. 盗難、遺失等によりライセンスを再発行するときは、表の通りとする。

第8条 ライセンス推薦申請料

ライセンス推薦申請の場合には、第6条ライセンス許可証料の他にライセンス推薦申請料を必要とする。その申請料は下表の通りとする。

なお、すでに納入された申請料については、ライセンス推薦申請が認められない場合であっても返還されない。

種 別	区 分	許可証料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
国 際	E	17,100	(15,545+ 1,555)
国 際	F	12,700	(11,545+ 1,155)
国 際	G	12,700	(11,545+ 1,155)
国 内	A	7,400	(6,727+ 673)
国 内	B	6,400	(5,818+ 582)
ジ ュ ニ ア	A	4,100	(3,727+ 373)
ジ ュ ニ ア	B	3,100	(2,818+ 282)
オ フ ィ シ ャ ル 1 級		11,700	(10,636+ 1,064)
オ フ ィ シ ャ ル 2 級		9,500	(8,636+ 864)
オ フ ィ シ ャ ル 3 級		7,400	(6,727+ 673)

第9条 抗議料

競技会における抗議料は下表の通りとする。

競技の格式	抗議料(円)	(本体価格+消費税(10%))
準国内以下の場合	21,200	(19,273+ 1,927)
国内競技の場合	53,300	(48,455+ 4,845)
国際競技の場合	106,700	(97,000+ 9,700)

第10条 控訴料

控訴料は下表の通りとする。

1. J A Fのモータースポーツ審査委員会に申請する控訴

競技の格式	控訴料(円)	(本体価格+消費税(10%))
制限付以下の場合	106,700	(97,000+ 9,700)
国内、準国内競技の場合	160,200	(145,636+ 14,564)
国際競技の場合	266,900	(242,636+ 24,264)

2. J A Fのモータースポーツ中央審査委員会に申請する控訴

内容	控訴料(円)	(本体価格+消費税(10%))
モータースポーツ中央審査委員会への控訴	534,000	(485,455+ 48,545)

第11条 抗議および控訴にかかわる費用

抗議および控訴に関する審査に特別な作業を伴う場合には、申請者はその作業の費用を全額負担することを申請時に保証しなければならない。

この費用は、抗議または控訴が正当と裁定された場合にのみ返却され、その場合当該費用は、被抗議者または、被控訴者が負担するものとする。

第12条 エンジン、シャシー、タイヤ、用品等の公認申請料および登録申請料

公認申請料および登録申請料は下表の通りとする。なお、納入された申請料は、公認または登録が却下された場合でも返還されない。

1. 公認申請料

種 別	区分	申請料(円)	(本 体 価 格+消費税(10%))
エ ン ジ ン	国内	128,100	(116,455+ 11,645)
	国際	192,000	(174,545+ 17,455)
シ ャ シ ー	国内	128,100	(116,455+ 11,645)
	国際	128,100	(116,455+ 11,645)
タ イ ヤ	国際	31,900	(29,000+ 2,900)
レーシングスーツ	国内	63,900	(58,091+ 5,809)
	国際	63,900	(58,091+ 5,809)

注) 国際申請の場合はC I K - F I A料金を別途納入

2. 登録申請料

種 別	区分	申請料(円)	(本 体 価 格+消費税(10%))
エ ン ジ ン	国内	128,100	(116,455+ 11,645)
タ イ ヤ	国内	31,900	(29,000+ 2,900)
潤 滑 油	国内	31,900	(29,000+ 2,900)

注) 国際申請の場合はC I K - F I A料金を別途納入

第13条

上記第12条の申請にかかわる査察、立合等のための査察員の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

第14条 ライセンス講習会開設申請料および受講料

ライセンス講習会関係諸申請料は下表の通りとする。なお、すでに納入した申請料等は開設を中止しても返還されない。

1. カート国内Bドライバーライセンス講習会

種 別	申請料、受講料(円)	(本 体 価 格+消費税(10%))
開設申請料 1件につき	講義のみの場合	3,600 (3,273+ 327)
	講義実技同時開催	5,100 (4,636+ 464)
受講料 (実技指導料および車両の貸与料含む)	21,200円以内	(19,273円以内+1,927円以内)

2. 国際Eドライバーライセンス講習会

種 別	申請料、受講料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
開設申請料	6,900	(6,273 + 627)
受講料	17,100円以内	(15,545円以内+1,555円以内)

3. オフィシャルライセンス講習会

種 別	申請料、受講料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
開設申請料 (技術、コース、計時 各1件に付き)	3,600	(3,273 + 327)
受講料 (実技指導料含む)	10,500円以内	(9,545円以内+955円以内)

※他の種目を同時に受講する場合は、1種目につき4,100円（本体3,728円、消費税372円）の割増とする。

附則 第1条 施 行 日

本規定は、2022年1月1日より施行する。